

# 平成27年度 国民健康保険料が決定

## 保険料をお知らせする 納入通知書を6月16日(火)発送

国民健康保険に加入している世帯に、保険料の年額をお知らせする納入通知書を6月16日(火)に世帯主あてに発送します。なお、保険料決定前に国の資格がなくなった方でも、4月30日から5月31日まで国保に加入していた場合は、当該月の保険料を通知します。

保険料の算定方法や納入通知書の見方など、詳細は同封の「国保だより(6月)」をご覧ください。

納付書による納付の方は、6月から平成28年3月までの各納期分の納付書を10枚同封しています。納付期限は毎月末日(末日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)です。納付期限までに、納付書で保険料を納めてください。

口座振替をご利用の方は、納入通知書のみをお送りします。また、口座からの引き落とし日は、納付期限と同様になります。

「普通徴収(納付書・口座振替による納付の方)」  
年間保険料を6月から翌年3月までの年10回で納付していただきます(4・5月分にあたる保険料は6月以降の保険料の中に均等に割り振られます)。

納付書による納付の方は、6月から平成28年3月までの各納期分の納付書を10枚同封しています。納付期限は毎月末日(末日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)です。納付書で保険料を納めてください。

「特別徴収(年金からのお支払の方)」  
口座振替を希望しない65歳以上74歳以下の方で構成される世帯の保険料は、4月から翌年2月までの年金支給月(偶数月)に、世帯主が受給する年金から2か月分の保険料が差し引かれます。差し引かれる額は、納入

# 「外国人登録証明書」をお持ちの方へ

## 特別永住者証明書 または在留カードへの切替を

出入国管理及び難民認定法等の改正により、現在、外国人登録証明書をお持ちの方は、新制度の特別永住者証明書または在留カードへの切替が必要となります。外国人登録証明書に記載されている「在留の資格」や「次回確認(切替)申請期間」の記載内容により、手続場所や切替期限が異なりますので、ご注意ください。

有効期限の切れている方は不要です。外国人登録証明書に記載されている「在留の資格」や「次回確認(切替)申請期間」の記載内容により、手続場所や切替期限が異なりますので、ご注意ください。

「切替期限別表1のとおり」  
申請が集中して、窓口が大変混み合うことが予想されます。早めの手続をお申し込みください。

「切替期限別表2のとおり」  
申請が集中して、窓口が大変混み合うことが予想されます。早めの手続をお申し込みください。

「在留の資格が「特別永住者」以外の方」  
申請場所 地方入国管理局 ※問合先 切替期限等の手続詳細は、右記「永住者」の方と同様の外国人在留総合インフォメーションセンターへ直接ご確認ください。

「在留の資格が「特別永住者」の方」  
申請場所 地方入国管理局 ※問合先 切替期限等の手続詳細は、右記「永住者」の方と同様の外国人在留総合インフォメーションセンターへ直接ご確認ください。

通知書に記載されています。所得が確認できない方の保険料は均等割額のみで通知します。

平成27年1月2日以降に転入した方や税の申告が遅れた方は、均等割額のみで計算した保険料で通知します。「年間所得額」が確認できた時点で、正しい保険料に変更した通知書をお送りします。

「医療保険課収納管理係」  
☎(3647)8520  
「保険料納付に関する問合先」  
医療保険課係  
☎(3647)3169  
FAX(3647)8443

「申請場所・問合先」  
区民課住民記録係(区役所2階3番) ☎(3647)3162

「外国人登録証明書の「在留の資格」が「永住者」の方」  
切替期限別表2のとおり  
申請場所 地方入国管理局  
問合先 法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター  
☎(0570)013904  
(平日午前8時半～午後5時15分)

「外国人登録証明書の「在留の資格」が「特別永住者」の方」  
申請場所 地方入国管理局  
問合先 法務省入国管理局外国人在留総合インフォメーションセンター  
☎(0570)013904  
(平日午前8時半～午後5時15分)

通知書に記載されています。所得が確認できない方の保険料は均等割額のみで通知します。

平成27年1月2日以降に転入した方や税の申告が遅れた方は、均等割額のみで計算した保険料で通知します。「年間所得額」が確認できた時点で、正しい保険料に変更した通知書をお送りします。

「医療保険課収納管理係」  
☎(3647)8520  
「保険料納付に関する問合先」  
医療保険課係  
☎(3647)3169  
FAX(3647)8443

別表2 外国人登録証明書の「在留の資格」が「永住者」の方

対象	在留カードへの切替期限
平成24(2012)年7/9に16歳以上の方	平成27(2015)年7/8(水)まで
平成27(2015)年7/8(水)までに16歳の誕生日が到来する方	16歳の誕生日まで
平成27(2015)年7/9(木)以降に16歳の誕生日が到来する方	平成27(2015)年7/8(水)まで

別表1 外国人登録証明書の「在留の資格」が「特別永住者」の方

対象	特別永住者証明書への切替期限
外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間が平成27(2015)年7/8(水)までに到来する方	平成27(2015)年7/8(水)まで
上記以外の方	外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで
平成24(2012)年7/9に16歳未満の方	16歳の誕生日まで

# 政治家の寄附は禁止!

## お金のかからない公正な選挙に

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内の人や団体に寄附をすることは、法律で厳しく禁止されています。また、誰でも政治家に寄附を勧誘したり、求めたりすることも禁止されています。

公正な選挙、お金のかからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

あいつつ状の禁止  
政治家は、選挙区内の人や団体に對して、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、暑中見舞状や年賀状等の時候のあいつつ状を出すことは禁止されています。

後援団体の寄附の禁止  
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人や団体に寄附をすることも同様に禁止されています。

なお、設立目的により行う行事や事業に関しては、寄附をすることがありますが、この場合でも選挙区内の人に対して花輪、香典等の寄附は禁止されます。

宴会の案内状には会費の明記を  
会費を徴収する宴会などで、政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同じ金額)。

選挙管理委員会事務局  
☎(3647)9091

# ケアマネジャー 実務研修受講試験

## 受験要項配布は7月8日(水)まで

介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験の受験要項(願書)を配布しています。

試験日 10月11日(日)

受験資格 ①②の保健・医療・福祉分野で合計5年以上かつ900日以上の実務経験がある方

①国家資格等に基づく業務従事者(医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等)

②施設等において必置とされている相談援助業務の従事者等

※今年度から受験資格等に変更があります。詳細は受験要項をご覧ください。

【受験要項配布場所】高齢者支援課(区役所3階9番)、介護保険課(区役所3階4番)、長寿サポートセンター・長寿サポート、保健所、各保健相談所、各出張所、都庁1・2階受付(新宿区西新宿2-8-1)

※受験要項(願書)を郵送希望の方は、平成27年度受験要項希望と記載し、返信用に角2号封筒(400円切手を貼り、返送先を明記)を同封し、〒163-0719新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル19階(公財)東京都福祉保健財団人材養成部介護

人材養成室ケアマネ試験担当へ  
問(公財)東京都福祉保健財団ケアマネ試験担当(受付期間限定専用電話)  
☎(5909)2281  
高齢者支援課地域福祉係  
☎(3647)9468



凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール